

年有志総代は、明治二十二年十月二十日、関貞吉外四名が黒田清隆の官舎を、相川鳳太郎外五名が西郷従道の官舎を訪れ、条約改正中止の「陳情書」を各秘書官に渡している。

四 南多摩郡八王子町長平林定兵衛外十九名の町村長連名による条約改正中止の建白書。『朝野新聞』（明治二十二年十月二十三日付）によれば、上記町村長の惣代として井上光治・井上吉之助の二人が、十月二十二日に元老院へ提出した。

五 都筑郡の有志百五十名による条約改正中止の建白書。同右『朝野新聞』によれば、井上貞雄が惣代になり、十月二十二日に元老院へ提出した。

県下の場合、政府案を支持して条約改正断行を建白した例はまだ見つかっていない。条約改正中止の建白は三大事件建白と異なり、大隈案に基づく条約改正反対の一点に絞られているが、先に掲げた天野案による「条約改正中止之儀建言」、新出の井上光治・細野喜代四郎らによる「条約改正建白書」の二通は、いずれも単に反対というのではなく、明年の国会開会後に国民の意見を反映して改正せよというもので、民権を基礎に条約改正の中止を要請している点が注目値する。大隈案も結局中止になる事情は周知のとおりである。

なお、一八九二（明治二十五）年末ごろ、北多摩郡の有志内野左衛門以下二十二名が、「条約改正ニ関スル請願」を衆議院に提出している。これは、同年十一月二十九日に開院した第四議会において、上奏案に外国人の「内地雑居」を許す方針があったためである。同請願は、税権の回復と領事裁判制の徹底、内地雑居反対（数か所の開港場に限定居留）を要請する内容のものであった（資料編13近代・現代③五六）。